

令和元年(2019年)度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価

D

■ 拠出金の概要

1 拠出金名	特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)締約国会議等拠出金												
2 拠出先国際機関名	国連欧州本部												
3 拠出形態	☒ ノンイヤマーク ☐ イヤマーク												
4 拠出規模 (令和元年度当初予算額)	2,036千円												
5 国際機関等の概要	(1) 設立年・経緯, 加盟国等の数, 本部所在地, 目的・マンデート 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)は, 国防及び人道上の要請のバランスを保つとの考えの下, 兵器自体の効果又はその使用方法のいかんによっては非人道的効果をもたらす特定の通常兵器について国際規制を設けるもの。 非人道的な効果を有する特定の通常兵器の使用の禁止又は制限については, ジュネーブ第一追加議定書(1977年採択, 78年発効, 日本は2004年加入)が採択される過程において議論されたものの結論が得られず, その後, 1979年及び1980年の2回の特定通常兵器の使用禁止・制限に関する国連会議の結果, 1980年の国連総会決議でCCW枠組条約が採択された(1983年に発効)。 特に, 5つの附属議定書の内, Vは不発弾を対象とし, 事後的に爆発して被害を与えることを予防する機能の付加, 及び不発弾の事後処理を義務付けている(2003年採択, 2006年に発効)。CCWの締約国・地域数は125であり, 附属議定書Vの締約国・地域数は93。拠出先の国連欧州本部の所在地はスイス・ジュネーブ。 締約国会議などCCW関連の会議運営を支援するCCWの履行支援ユニット(ISU)は国連欧州本部内に事務局を有する国連軍縮部(UNODA)の一部として設置されたため, 本拠出金は同欧州本部に支出されている。しかし, ISUは財政難から, 2017年12月末で職員が雇い止めとなり, 活動停止となった。現在は国連軍縮部が業務代行している。 (2) 主要な活動分野 <table border="0"> <tr> <td>☐ 安全保障</td><td>☒ 軍縮不拡散・科学</td><td>☐ 国際経済・資源エネルギー</td></tr> <tr> <td>☐ 司法</td><td>☐ 教育・文化</td><td>☐ 開発・人道</td></tr> <tr> <td>☐ 保健</td><td>☐ 環境・気候変動</td><td>☐ 地域協力</td></tr> <tr> <td>☐ その他()</td><td></td><td></td></tr> </table>	☐ 安全保障	☒ 軍縮不拡散・科学	☐ 国際経済・資源エネルギー	☐ 司法	☐ 教育・文化	☐ 開発・人道	☐ 保健	☐ 環境・気候変動	☐ 地域協力	☐ その他()		
☐ 安全保障	☒ 軍縮不拡散・科学	☐ 国際経済・資源エネルギー											
☐ 司法	☐ 教育・文化	☐ 開発・人道											
☐ 保健	☐ 環境・気候変動	☐ 地域協力											
☐ その他()													
6 拠出の使途及び目的	本拠出金は, 5つの附属議定書の内, 附属議定書V(2006年発効)の締約国会議の開催経費に支弁される。附属議定書Vは, 爆発性戦争残存物に関するものである。日本は附属議定書Vを批准していないが, 批准しているCCW枠組条約及び附属議定書I～IVにおける議論とも関連することから, 拠出を通じて附属議定書Vの関連会合へ参加し, 議論を慎重にフォローし, 必要に応じて日本の立場を表明し, 会合における議論が日本の政策と整合的なものとなることを目指す。												
7 担当課室	軍縮不拡散・科学部 通常兵器室												

評価基準1 国際機関等の活動の成果・影響力

1-1 当該機関の戦略目標, 基本的な目標・計画・重点分野, 関連する国際課題(SDGsの関連ゴール・ターゲット, 国際基準・規範の形成等)等

・CCW は、非人道的な効果を有する通常兵器の使用を禁止ないし制限する。この条約の締約国会議及び関連会合では、法律の専門家と軍事の専門家が一同に会する機会となり、通常兵器の開発・製造技術の向上等を考慮しつつ、通常兵器の使用の禁止及び制限のための条約の実施、新技術及び新型兵器への対応に関する議論が行われる。 ・CCW が発効した 1983 年以降、使用を禁止・制限する特定の通常兵器毎に附属議定書が作成され、これまで5つの附属議定書(附属議定書Ⅰ・Ⅱ及びⅢ(1983 年発効)、改正議定書Ⅱ・附属議定書Ⅳ(1998 年発効)、附属議定書Ⅴ(2006 年発効))が成立している。この内、本件拠出金にて会議開催経費を負担している附属議定書Ⅴは、爆発性戦争残存物に関するものである。 ・国家は、その国内治安及び安全保障の両側面の要請から、通常兵器の開発・生産、所有について、その使用や所有の禁止を一般に避けようとすることから、兵器の法的規制は国際人道法の中でも困難な部類に属すると言われている。CCW の枠組みでは、CCW 成立以前の、国際人道法上の諸原則に照らして兵器使用の妥当性は判断されるべきとの考え方を更に進め、特定の通常兵器の使用を条約上の義務として禁止・制限することを可能にしている。 ・運用検討会議は5年に1度開催されており、直近では 2016 年 12 月にジュネーブ(スイス)において第5回運用検討会議が開催された。同会議では、CCW 枠組条約及び同条約附属議定書の履行及び普遍化に関する見直しを行い、次期運用検討会議(2021 年)までの活動方針等が検討され、今後の更なる条約及び各議定書の履行と遵守に向けた締約国の関与を盛り込んだ最終宣言が採択された。また、同検討会議は、次の運用検討会議までのサイクルにおける中期的目標として、条約普遍化、締約国の条約履行に関する国内体制の強化、条約体の財政状況の改善等の諸分野での目標を設定した。・CCW は、各国の外交当局のみならず、国際法の専門家や安全保障当局者が参加して、安全保障と人道法の両側面の要請をバランスよく議論するユニークな枠組みである。 2017 年 6 月に採択された地雷対策に関する安保理決議(第 2365 号)にて、地雷、爆発性戦争残存物(ERW)、即席爆発装置(IED)の脅威を軽減させる適切な手段を講じる必要性を強調している。
1-2 1-1 に基づく取組・活動(他の国際機関との連携等を含む。)
締約国会議、政府専門家会合の開催。爆発性戦争残存物の除去に関する支援。
1-3 1-2 の進捗・実績及びそれによって得られた成果
・直近の 2018 年 11 月の締約国会議では、CCW 枠組条約及び同条約附属議定書の履行及び普遍化に関する取組の確認という従来の締約国会議で扱ってきた議題に加え、第5回運用検討会議の決定に則し、附属議定書Ⅲ(焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書)、対人地雷以外の地雷(Mines Other Than Anti-Personal Mines: MOTAPM)、科学技術の発展が条約に与える影響についての議論が行われた。 ・会議の円滑な運営で、条約が所掌する課題についての議論が深まった。
1-4 (イヤマーク拠出のみ)イヤマーク拠出による取組・活動の進捗・実績及び得られた成果

評価基準2 日本の外交政策上の有用性・重要性

2-1 関連する日本の重要政策、外交戦略・重点分野等
① 関連する日本の重要政策(施政方針演説、外交演説、各種基本計画等のうち主なもの)
・拡大版 SDGs アクションプラン 2019(令和元年 6 月 21 日、SDGs 推進本部(本部長:安倍内閣総理大臣))決定 SDGs 実施指針「優先課題⑦:平和と安全・安心の社会」 地雷除去等を通じた平和構築・復興支援 国際機関等を通じ、中東・アフリカ地域での地雷・不発弾除去支援を実施することで地域の平和構築・復興支援に貢献する。
② 日本外交の関連重点分野
地球規模課題への対応(軍縮・不拡散への積極的取組)
2-2 日本の外交政策を遂行する上での当該拠出の有用性・重要性及び日本の重要外交課題の遂行への貢献
・CCW における議論の結果、新たな附属議定書として特定の通常兵器の使用が禁止ないし制限される場合、この附属議定書を批准するか否かの判断は各国の判断ではあるものの、CCW は特定の通常兵器の規制に関する主要な条約である。国連安全保障理事会の全常任理事国を始め、国連加盟国の約3分の2、125 の国と地域が枠組条約を締結している CCW は、国際社会において一定の影響力を有することになる。日本としても自国の安全保障との関係で、CCW における議論に参画し、自国の立場を主張し、国益の確保に努めることが重要。

・附属議定書Vは爆発性戦争残存物を扱っており、過去の爆発性戦争残存物についても議論が及ぶ。本会合に参加するには拠出金の支払いが必須であり、本拠出金を拠出し、本会合において日本としての立場を表明する機会を確保することが重要である。 ・CCWは、AI等の自律化技術を用いた自律型致死兵器システム(LAWS)に関するルールの在り方についても議論を行う重要な条約体
2-3 当該機関の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位の確保
・CCWは、締約国会議、政府専門家会合、非公式専門家会合等の関連会合において、全ての締約国、非締約国のオブザーバー、市民社会(NGO、教育機関、研究機関等)が参加する全体会合の形式を基本としている上、意思決定は締約国間のコンセンサスが原則である。日本としてはオブザーバーの立場から必要に応じて発言を行い、日本として好ましい議論や決定が行われることに努めている。
2-4 当該機関との間での要人往来、政策対話等
—
2-5 日本企業、日本のNGO・NPO、地方自治体、大学等との関わり
本会合は、NGO、市民社会、学術機関等に対してオープンであり、開かれた形で会合が開催されている。日本のNGO、市民社会、学術機関等は、本会合を通じて関連情報を得て、各自の活動に活用している。

評価基準3 組織・財政マネジメント

3-1 会計年度	1月から12月		
3-2 機関全体の財政状況(注:国連欧州本部作成による附属議定書Vの締約国会合開催経費の財政報告)			
報告年月	2019年1月[公表](2017年度分)	通貨	米ドル
予算額	219,800	決算額	177,788.4
予算額・決算額の差	42,011.6	予算額に占めるその差の割合	19%
65%以上の場合,その理由	—		
3-3 本拠出の会計報告(イヤマーク拠出分のみ)			
報告年月		通貨	
報告がない場合,その理由			
予算額		決算額	
予算額・決算額の差		予算額に占めるその差の割合	
65%以上の場合,その理由			
3-4 監査			
(1)外部監査(注:国連事務局に対する外部監査(本件拠出先の国連欧州本部も含まれる))			
対象年度	2017年度	報告年月	2018年3月公表
実施主体	国連会計検査委員会(Board of Auditors, BOA)		
財政状況に係る報告が正確かつ適正に作成されていることの確認 (「無」の場合にはその概要及び対応ぶり)			有
組織・財政マネジメントに係る指摘(監査報告に含まれている場合) (「有」の場合、3-5に指摘内容を記入)			有
(2)内部監査			

対象年度	—	報告年月	—
実施主体	—		
対象事項	—		
3-5 組織・財政マネジメント(人事・予算・調達等)に係る問題の概要・対応ぶり, 更なる改善への取組・成果			
・財務状況報告の中で, 分担・拠出金の延滞が深刻であるとの指摘が行われ, CCW 枠組条約の締約国会議において改善策について議論が行われた。 ・本件拠出金は, 会議開催経費と ISU 人件費がほとんどを占める。CCW 枠組条約及び各附属議定書の着実な履行, 普遍化に当たり, 安定的な財務状況の確保が重要であるが, 分担金延滞の問題が深刻化しており, 前年の締約国会議で具体的な開催日程, 場所等が決定されたにも関わらず, その決定の履行(2017 年の会議開催)が危ぶまれるとの事態が生じた。一部の締約国の分担金の未払いが継続すれば, 本件問題は毎年生じることになる。 ・ISUは, 条約の事務局的功能を果たしている他, 締約国が条約上の義務を履行し, 効果的な運用の実現を支える中核的功能を果たしており, CCW実施に不可欠の存在。しかし, 分担金未払い等を理由とした財政状況の悪化から, 2018年以降はISUに職員がおらず, 円滑な条約実施に支障を来している(現在は国連軍縮部が業務代行している)。 ・CCW関係国は, 分担金未払い国に対し, 早期に支払うよう督促を重ねているものの, 状況が改善しないままの事態が続いており, 条約の実施上, 問題が生じている。また, CCWは, AI等の自律化技術を用いた自律型致死兵器システム(LAWS)に関するルールの在り方についても議論を行う重要な条約体であり, ISUの円滑な運営の確保は喫緊の課題。 ・日本は, 分担・拠出金延滞の問題を深刻に捉えており, CCW 枠組条約締約国会議等の場で, 延滞状況解消は締約国各国の責務であるとして呼びかけている。また, その対応策としての分担金支払い状況のホームページでの公開を支持している。			

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員数（原則、各年 12 月末時点、専門職以上。）									
全職員数		日本人職員数		日本人職員 の比率（％）	過去3年の日本人職員数				増減数
2018		2018	内、幹部		2017	2016	2015	平均値	
－		－		－	0	0	0	0	0
☐	専門職から幹部職、 幹部職内の昇進有り		名	備考	・上記表は ISU の職員数。ISU は財政難から、2017 年 12 月末で 職員が雇い止めとなり、活動停止となった。現在は国連軍縮部が業務 代行している。				
4-2 当該機関の長等の重要ポストを務めている日本人職員の有無									
－									
4-3 日本人職員の採用・昇進に係る具体的な協力の実績									
－									
4-4 その他特記事項									
－									